

第118期定時株主総会招集ご通知における 交付書面省略事項

第118期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

事 業 報 告	業務の適正を確保するための体制（内部統制システム） 及び当該体制の運用状況
連結計算書類	株式会社の支配に関する基本方針
計 算 書 類	「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株式会社シマノ

本開示情報は、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.shimano.com/jp/ir/shareholdermeeting.html>) 及び、
東京証券取引所ウェブサイト〈東証上場会社情報サービス〉
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)
に掲載することにより、株主のみなさまに提供しているものであります。

事業報告

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法の定めに基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について定めております。

今後も、経営・業務の適正を確保するとともに、環境の変化に応じた見直しを行い、以下の内部統制システムの改善と充実を図ってまいります。

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」など諸規程を整備し、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）におけるコンプライアンスの徹底を率先して実行する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

保存が必要とされる取締役の職務執行に係る情報は「情報管理規程」に基づき各業務担当部署が記録し、保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各業務機能を主管する部門がそれぞれの業務上のリスクを把握した上で、リスクの評価・リスクへの対策を行う。
- (2) 総議制度、取締役会等により一定の事案につき業務上のリスクを含め審議して意思決定を行う。
- (3) 緊急的な事態が発生した場合の対応規程を整備し、必要に応じて対策本部の設置など組織的な対応を行う。
- (4) ガバナンスを統括する部門を設置し、グローバルでのリスク管理に努める。
- (5) 内部監査部門は「内部監査規程」に基づき、各組織・部署の業務遂行状況を監査し、リスク管理において改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を原則毎月1回開催し、「取締役会規則」に定められている付議基準に該当する事項を審議し、決定する。
- (2) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (3) 取締役は「業務分掌規程」・「責任権限規程」等に基づき委嘱された業務に関し、迅速かつ効率的に組織を運営し、業績向上に努める。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」など使用人が法令及び定款に適合して職務の執行を行うにあたり遵守すべき諸規程を整備する。
- (2) 内部監査部門は「内部監査規程」及び前号記載の諸規程等を踏まえてコンプライアンス状況を監査し、適時性をもって取締役会及び監査役会へ報告する。

(3) 「コンプライアンス規程」の内容を使用人に十分に理解させるための教育を実施する。

6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 子会社が経営上重要な事項を決定する場合には、社内規程等に基づき、当社の事前承認を求めるなど必要な手続きを行う。

(2) 子会社は財務状況等を定期的に当社に報告する。

7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、当社の各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

8. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、当社グループ共通の連結会計システムを導入するなどITを適切かつ有効に利用する。

9. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各子会社が当社の「コンプライアンス規程」と同等の規程を制定するなど各子会社の実情に応じた社内規程の整備を通じて、コンプライアンス体制の構築を図る。

10. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の内部統制を実効あるものとするために責任者を定め、法令遵守、リスク管理などにつき実情を把握し、必要な対応策を迅速に行う。

11. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役が必要と認めた場合、監査役の職務を補助すべき使用者として適切な要員を監査役会専属とする。

12. 前項の使用者に関する当社の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用者は、取締役の指揮下から外れ監査役の指示に従う。

13. 当社の監査役の11項の使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の指示により11項の使用者が行う調査の権限を認める。

14. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役及び使用者は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況について速やかに報告する。

15. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用者は、法令に定められた事項に加え、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに報告する。子会社の取締役、監査役及び使用者から報告を受けた者も同様とする。

16. その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。

(2) 内部監査部門は、監査役会と協議及び意見交換するなど、緊密な連携を図る。

17. 14項から16項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役に報告をした者について報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (2) 法令違反、反倫理行為の速やかな認識のために社内及び社外に設けたコンプライアンス相談窓口に報告した者について、報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

18. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士その他外部専門家と相談をすることができ、その費用は会社が負担する。

19. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
 - (2) 監査役会と代表取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ① コンプライアンスについては、当社並びに子会社の役員及び従業員に対して、コンプライアンスの基本的事項の再確認となる社内講習や外部から講師を招いての研修を社内で開催するなど、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
 - ② 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。
 - ③ 当社及び子会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、①お客様のニーズを迅速に察知することを可能にする、全世界に広がる販売拠点・ネットワーク、②お客様のニーズを具現化する、創造性のある高い企画開発力・技術力、③製造拠点各所在国の強みを活かしたコスト競争力のある生産体制及び全世界の需要に対応する供給力、④グローバルなサービス体制、並びに⑤グループ各社の調和のとれたオペレーション等にあり、これらの根幹には、(i) お客様、お取引先及び従業員等との堅い信頼関係、(ii) 個々の従業員の技術開発能力・ノウハウ等、及び (iii) 個々の従業員がその能力を存分に發揮することができる企業風土等があります。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主のみなさまが最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者や買付についての情報も把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの内容の概要

(A) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するためには、お客様に信頼され、満足いただけるサービス及び製品を提供し続けることとともに、今後は、お客様の環境・健康等に対する関心の高まりに応えた製品の開発・製造が求められるものと考えております。また、近年、中国、中南米等の新興

市場での当社の主力製品である自転車部品及び釣具に対する需要が増加してきております。これら新興市場においてもお客様の信頼を得られるよう様々な施策を講じてまいりたいと考えております。そのような背景の中、当社は、①コア・コンピタンスの強化、②自転車文化・釣り文化の創造とブランドの強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

(ii) コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社においては、独立性を有する社外取締役4名による取締役の業務執行の監視及び独立性を有する社外監査役2名を含む監査役会による取締役の業務執行の監視が行われております。また、当社は、内部監査部門を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況等を定期的に監査するとともに、グローバルな内部統制システムの整備・充実を行っております。

また、当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針とし、引き続き配当の充実と、機動的な自社株買い継続により総還元性向50%を下限の目安とし、株主還元向上につとめます。配当につきましては、1972年の上場以来安定的な配当を継続し、さらに業績の向上に沿った増配を行ってまいりました。また、積極的な自己株式取得も行ってきております。

さらに、当社グループは、社会的責任への取組みとして、過去より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組み、お取引先・地元住民等との信頼関係を構築してまいりました。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株式の大量買付が行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集と適切な情報の開示に努めるなど、その時点において適切な対応をしてまいります。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記(2)(A)に記載した当社の企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,613	5,640	647,172	△1,264	687,162
当期変動額					
剰余金の配当			△26,621		△26,621
親会社株主に帰属する当期純利益			76,329		76,329
自己株式の取得				△21,488	△21,488
自己株式の処分		6		49	55
自己株式の消却		△6	△21,510	21,517	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	28,197	78	28,275
当期末残高	35,613	5,640	675,370	△1,186	715,438

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,902	109,101	114,003	1,230	802,396
当期変動額					
剰余金の配当					△26,621
親会社株主に帰属する当期純利益					76,329
自己株式の取得					△21,488
自己株式の処分					55
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,236	50,718	52,955	△14	52,940
当期変動額合計	2,236	50,718	52,955	△14	81,216
当期末残高	7,139	159,819	166,958	1,215	883,613

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

(a) 連結子会社は以下の49社であります。

Shimano North America Holding, Inc.
Shimano Canada Ltd.
G.Loomis, Inc.
Innovative Textiles, Inc.
Shimano Europe B.V.
Shimano Benelux B.V.
Shimano Belgium N.V.
Lazer Sport N.V.
Shimano France S.A.S.
Shimano Iberia, S.L.
Shimano Nordic OY
Shimano Italia S.R.L.
Shimano Italia S.p.A. in liquidazione
Shimano Czech Republic, s.r.o.
Shimano UK Ltd.
Shimano Nordic Denmark ApS
Shimano Nordic AB
Shimano Nordic AS
Shimano Polska Sp. z o.o.
Shimano Germany Fishing GmbH
Shimano Bike & Fishing Mexico S.A. de C.V.
Shimano Argentina S.A.U.
Shimano Latin America Representacao Comercial Ltda.
Shimano Uruguay S.A.
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.
Shimano (Mersing) Sdn. Bhd.
Shimano Oceania Holdings Pty. Ltd.
Shimano Australia Cycling Pty. Ltd.
Shimano Australia Fishing Pty. Ltd.
PT Shimano Batam
Shimano (Philippines) Inc.
Shimano New Zealand Limited
Shimano (Singapore) Pte. Ltd.
MSC Pte. Ltd.
シマノセールス株式会社
シマノ熊本株式会社
Shimano Sales Vietnam Co., Ltd.
Shimano (Cambodia) Co., Ltd.
Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.

Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.

Shimano (Kunshan) Fishing Tackle Co., Ltd.

Shimano (Lianyungang) Industrial Co., Ltd.

Shimano (Shanghai) Sales Corporation

Shimano (Taiwan) Co., Ltd.

PRO (Taiwan) Procurement Co., Ltd.

Shimano Menat Spor Etkinlikleri Spor Malzemeleri ve Ekipmanlari Ticaret Limited Sirketi

Shimano Bisiklet Parca ve Ekipmanlari Satis Servis Ticaret Anonim Sirketi

Shimano Balikcilik Malzemeleri ve Ekipmanlari Satis Ticaret Anonim Sirketi

Shimano South Asia Private Limited

当連結会計年度において、Shimano Sales Vietnam Co., Ltd.については新規設立により連結の範囲に含めております。

- (b) 非連結子会社は島野足立株式会社等であります。非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分見合額は、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微なため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した会社はありません。持分法を適用していない非連結子会社及び株式会社サンボウ等の関連会社の合計の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分見合額は、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Shimano Italia S.p.A. in liquidazioneの事業年度末日は11月30日であります、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上、必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

(a) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は、主として原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、評価方法は次のとおりであります。

商品・製品・仕掛品・原材料

主として総平均法

貯蔵品

主として最終仕入原価法

(b) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

旧定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）については、定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

2016年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

使用権資産

耐用年数又はリース期間のうちいずれか短いほうの期間に基づく定額法によっております。

無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

(c) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

製品保証引当金

過去に販売した特定の製品の無償点検及び無償交換に伴う費用の支出に備えるため、当該費用を個別に見積り算出した額を計上しております。

(d) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に自転車部品、釣具の製造及び販売を行っております。

製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品と交換に受け取ると見込まれる金額で認識しております。「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、日本国内の販売については、出荷時点から引渡時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で当該製品又は商品の収益を認識しております。有償支給取引については、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しておりません。

(e) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場又は予約レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産・負債は在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外連結子会社の事業年度の期中平均為替相場により円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(f) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行います。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建資産・負債に係る為替変動リスク

為替予約は、外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務等をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、業務遂行上、輸出入の取引を行うにあたって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合のみに限っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ会計を適用する場合は、「金融商品会計に関する実務指針」（企業会計基準委員会）によっております。

(g) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。なお、金額に重要性のない場合には、発生時に全額償却しております。

(h) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額及びシマノ企業年金基金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異については、発生連結会計年度に費用処理する方法を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

製品保証引当金 13,325百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法、算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度の製品保証引当金は、主に当社で製造されたロードバイク用リア11段変速対応ホローテックⅡクラシックの無償点検及び無償交換による費用を現時点で入手可能な情報に基づき算出した発生見込額を計上しております。

無償点検及び無償交換による将来の支出の主な内容は、無償点検に係る費用（以下、点検費）及び無償交換で使用する代替品製造に係る費用（以下、製造費）であります。

無償点検及び無償交換による将来の支出は、現時点で入手可能な情報に基づき将来発生する費用を見積り、算定しております。具体的には、点検費は、将来予想される点検数量に工数当たりの単価を乗じて算定しております。製造費は、将来予想される交換数量に製品単位当たりの製造原価を乗じて算定しております。

②翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の発生見込額は、現時点で入手可能な情報に基づき点検費及び製造費等を合理的に算出しておりますが、実際の発生金額と乖離が生じる可能性があります。

その場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において製品保証引当金を計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

（製品保証引当金）

当社で製造されたロードバイク用リア11段変速対応ホローテックⅡクラシックの無償点検及び無償交換による将来の支出に備えるため、将来の費用発生見込額を製品保証引当金としておりますが、当連結会計年度において、当該無償点検及び無償交換の実績が進捗し、新たな情報の入手により、その発生時期について、より精緻な見積りが可能となったことから、見積りの変更を行い、従来流動負債として計上していた製品保証引当金につき、期末日後1年内に発生が見込まれる額は流動負債へ、それ以外の額は固定負債へ計上しております。

なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

215,042百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

給料及び手当 27,821百万円

広告宣伝費 12,658百万円

研究開発費 6,351百万円

(2) 研究開発費

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 16,245百万円

(3) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価 2,639百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	89,120,000株
(2) 当連結会計年度中に行った剩余金の配当に関する事項	
(a) 配当金支払額等	
2024年3月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。	
・普通株式の配当に関する事項	
配当金の総額	12,820百万円
1株当たり配当額	142円50銭
基準日	2023年12月31日
効力発生日	2024年3月28日
(b) 中間配当金支払額等	
2024年7月30日の取締役会において、次のとおり決議しております。	
・普通株式の配当に関する事項	
配当金の総額	13,800百万円
1株当たり配当額	154円50銭
基準日	2024年6月30日
効力発生日	2024年9月3日
(3) 当連結会計年度の末日後に行う剩余金の配当に関する事項	
2025年3月27日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。	
・普通株式の配当に関する事項	
配当金の総額	13,760百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	154円50銭
基準日	2024年12月31日
効力発生日	2025年3月28日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については信用力の高い金融機関に対する預金等に限定し、また、資金の調達は主として銀行借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は社内規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	17,137	17,137	—
資産計	17,137	17,137	—
長期借入金	—	—	—
負債計	—	—	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額8,755百万円）は、「投資有価証券」には含まれておりません。

(注3) 長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価については、1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

デリバティブ取引

当連結会計年度の末日において、存在するデリバティブ取引がないため該当ありません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	17,137	—	—	17,137
資産計	17,137	—	—	17,137

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(※)	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(※) 長期借入金については、1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント			
	自転車部品 (百万円)	釣具 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
売上高				
一時点で移転される財	345,553	104,990	449	450,993
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	345,553	104,990	449	450,993
外部顧客への売上高	345,553	104,990	449	450,993

売上高には、顧客との契約から生じる収益とそれ以外の収益を含めておりますが、そのほとんどが顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に重要性はないため、区分表示しておりません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項（d）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	31,602
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	39,902
契約負債（期首残高）	5,664
契約負債（期末残高）	5,931

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 9,907円24銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 853円36銭 |

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	76,329百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	76,329百万円
普通株式の期中平均株式数	89,446千株

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<ご参考>

連結キャッシュ・フローの状況

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
87,032	△35,810	△49,476	530,310

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他の 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	35,613	5,822	-	5,822
当 期 变 動 額				
剩 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			6	6
自 己 株 式 の 消 却			△6	△6
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 動 額 (純 額)				
当 期 变 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	35,613	5,822	-	5,822

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式
	利 益 準 備 金	その他の利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	3,194	162,644	165,838	△1,264
当 期 变 動 額				
剩 余 金 の 配 当		△26,621	△26,621	△26,621
当 期 純 利 益		94,110	94,110	94,110
自 己 株 式 の 取 得				△21,488
自 己 株 式 の 処 分				49
自 己 株 式 の 消 却		△21,510	△21,510	21,517
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 動 額 (純 額)				-
当 期 变 動 額 合 計	-	45,978	45,978	78
当 期 末 残 高	3,194	208,623	211,817	△1,186
				252,067

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,459	5,459	211,469
当期変動額			
剰余金の配当			△26,621
当期純利益			94,110
自己株式の取得			△21,488
自己株式の処分			55
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,425	2,425	2,425
当期変動額合計	2,425	2,425	48,482
当期末残高	7,884	7,884	259,952

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、評価方法は次のとおりであります。

製品・仕掛品・原材料

総平均法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

旧定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）については、定額法

2016年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
----	-------

有形固定資産その他（機械及び装置）	9～10年
-------------------	-------

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

製品保証引当金

過去に販売した特定の製品の無償点検及び無償交換に伴う費用の支出に備えるため、当該費用を個別に見積り算出した額を計上しております。

退職給付引当金(前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及びシマノ企業年金基金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異については、発生年度に費用処理する方法を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に自転車部品、釣具の製造及び販売を行っております。

製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品と交換に受け取ると見込まれる金額で認識しております。「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、日本国内の販売については、出荷時点から引渡し時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で当該製品又は商品の収益を認識しております。有償支給取引については、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しておりません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場又は予約レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行います。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建資産・負債に係る為替変動リスク

為替予約は、外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務等をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、業務遂行上、輸出入の取引を行うにあたって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合のみに限っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ会計を適用する場合は、「金融商品会計に関する実務指針」（企業会計基準委員会）によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品保証引当金	12,916百万円
---------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法、算出に用いた主要な仮定

当事業年度の製品保証引当金は、主に当社で製造されたロードバイク用リア11段変速対応ホローテックⅡクラシックの無償点検及び無償交換に伴う費用を現時点で入手可能な情報に基づき算出した発生見込額を計上しております。

無償点検及び無償交換による将来の支出の主な内容は、無償点検に係る費用（以下、点検費）及び無償交換で使用する代替品製造に係る費用（以下、製造費）であります。

無償点検及び無償交換による将来の支出は、現時点で入手可能な情報に基づき将来発生する費用を見積り、算定しております。具体的には、点検費は、将来予想される点検数量に工数当たりの単価を乗じて算定しております。製造費は、将来予想される交換数量に製品単位当たりの製造原価を乗じて算定しております。

②翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の発生見込額は、現時点で入手可能な情報に基づき点検費及び製造費等を合理的に算出しておりますが、実際の発生金額と乖離が生じる可能性があります。

その場合、翌事業年度以降の計算書類において製品保証引当金を計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(製品保証引当金)

当社で製造されたロードバイク用リア11段変速対応ホローテックⅡクラシックの無償点検及び無償交換による将来の支出に備えるため、将来の費用発生見込額を製品保証引当金としておりますが、当事業年度において、当該無償点検及び無償交換の実績が進捗し、新たな情報の入手により、その発生時期について、より精緻な見積りが可能となったことから、見積りの変更を行い、従来流動負債として計上していた製品保証引当金につき、期末日後1年内に発生が見込まれる額は流動負債へ、それ以外の額は固定負債へ計上しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の損益計算書に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	45,481百万円
関係会社に対する短期金銭債務 (区分表示したものは除いております。)	10,687百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	91,120百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売 上 高	76,426百万円
仕 入 高	32,358百万円
支払手数料・保管料他	13,922百万円
営業取引以外の取引高	74,264百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	54,078株
--------------------	---------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	117百万円
未払事業税	269百万円
役員退職慰労金	111百万円
その他有価証券評価損	83百万円
ゴルフ会員権評価損	122百万円
貸倒引当金	131百万円
減損損失	151百万円
少額資産償却	234百万円
棚卸資産評価損	1,999百万円
のれん	0百万円
製品保証引当金	3,951百万円
その他	1,330百万円
繰延税金資産合計	8,503百万円

(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△3,034百万円
前払年金費用	△887百万円
繰延税金負債合計	△3,922百万円
繰延税金資産純額	4,581百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△20.9%
税額控除	△1.1%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.8%

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール	S\$65,994千	自転車部品製造、販売及び釣具販売並びにアジア製造子会社の統括	100.0%	当社製品の製造役員の兼任	受取配当金	63,160百万円	未収入金	30,874百万円
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシアジョホール	RM18,000千	自転車部品製造及び販売並びに釣具製造	100.0% (100.0%)	当社製品の製造役員の兼任	自転車部品及び釣具の購入(注1)	20,771百万円	買掛金	3,560百万円
Shimano North America Holding, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	US\$14,000千	自転車部品及び釣具販売並びに北米販売子会社の統括	95.0%	当社製品の販売役員の兼任	自転車部品及び釣具の販売(注1)	15,681百万円	売掛金	3,177百万円
Shimano Europe B.V.	オランダ アントホーフェン	EUR5,148千	自転車部品及び釣具販売並びに欧州販売子会社の統括	100.0%	当社製品の販売役員の兼任	自転車部品及び釣具の販売(注1)	14,285百万円	売掛金	3,191百万円
シマノセールス株式会社	大阪府堺市堺区	277百万円	自転車部品販売、修補及び保管並びに釣具補修及び保管	100.0%	当社製品の販売役員の兼任	資金の移動(注3)	—	預り金	3,291百万円
						利息の支払(注2)	42百万円		
						受取配当金	183百万円		

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。議決権等の所有割合の（ ）内は、間接所有割合の内書であります。
取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社製品の購入・販売については、市場価格・総原価を勘案して、販売価格を決定しております。

(注2) 資金の貸付/預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 資金の移動については、資金の決済が隨時行われているため、当事業年度末の残高のみ記載しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員及びそ の近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	太陽工業 株式会社	大阪府堺市堺区	10百万円	石油製品の 販売、不動 産の賃貸及 び管理事業	(被所有) 0.97%	取引先 役員の兼任	工業用油 の購入 (注1)	154 百万円	買掛金 及び 未払金	5 百万円

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場の実勢価格を勘案して発注先と価格を決定しており、支払条件は第三者との取引条件と比較して同等であります。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,918円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1,052円15銭 |

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	94,110百万円
普通株式に係る当期純利益	94,110百万円
普通株式の期中平均株式数	89,446千株

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。